

発議第3号

令和6年12月17日

北栄町議会議長 野田 秀樹 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 北栄町議会議員 | 津 川 俊 仁 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 井 川 敦 雄 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 尾 嶋 準 一 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 秋 山 修   |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 斉 尾 智 弘 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 町 田 貴 子 |

北栄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

地方自治法第112条並びに北栄町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

北栄町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会での調査をはじめ、アンケートや参考人招致による意見聴取、パブリックコメントなどにより、議会に求められる役割と責任を果たす上で、適正な議員定数とするため必要な改正を行う。

北栄町条例 号

北栄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

北栄町議会の議員の定数を定める条例(平成21年北栄町条例第2号)の一部を次のとおり改正する。

| 改正後                                          | 改正前                                          |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (議員の定数)<br>第2条 北栄町議会の議員の定数は、 <u>13人</u> とする。 | (議員の定数)<br>第2条 北栄町議会の議員の定数は、 <u>15人</u> とする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北栄町議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。